

第16回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和2年8月3日(月) 午後1時10分～午後2時10分

2、開催場所 鹿島市役所 5階大会議室

3、出席委員 11名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 1名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 1番 三原 一義 委員 9番 中村 博之 委員

②第2 報告第 31号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
 議案第 73号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 74号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
 議案第 75号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 76号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
 報告第 32号 非農地証明願について
 報告第 33号 農地等形状変更届出について

6、農業委員会事務局職員

役職	氏名	役職	氏名
事務局長	田中 宏幸	書記	吉田 範昭
局長補佐	高田 浩平	書記	峰松 一実
書記	植松 優太		

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	×	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	11名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
母ヶ浦・西葉	中西 和明

7. 会議の概要

事務局	<p>皆さん、こんにちは。只今から第16回鹿島市農業委員会定例総会を開きたいと思います。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、3番委員の欠席と11名委員の出席を確認。)本日の出席は11名でございます。次に議事録署名人の指名をします。1番三原委員と9番中村委員にお願いをいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止といたします。3点目です。この会場内は禁煙です。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力お願い致します。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議・採決するときは、特にこちらから指示を致しませんが、自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合、許可の取り消しや罰則を受けることがございますので、ご注意をお願い致します。以上については、個々が自覚し会議場のマナーとしてご協力ください。では、慣例によりまして会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めまして皆さん、こんにちは。遅刻したのは、時間を忘れていたわけではありません。先日、ご近所の息子が亡くなられて田んぼを今後どうするのか。誰に作ってもらうのか相談をしていたら、時間が経ってしまいました。すみませんでした。いよいよ夏本番になってきました。これから皆さん方には荒廃園対策を含めたところの農地パトロールの仕上げをこの暑い盛りにもやってもらうこととなります。毎年のことになるのですが、もう少し涼しくなつてからという話もあるのですが、8月中に調査が終わりませんと次の意向調査等のスケジュールに支障をきたすこととなりますので、よろしくをお願いいたします。それでは早速審議に入って、短時間で終了するようにしていきたいと思つています。総会後には、農業会議から講師を迎えての研修会も開催します。最後までよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、報告事項から審議に入つていきたいと思つています。報告第31号「農地法第18条第6項の規定による解約報告について」説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1頁をご覧ください。報告第31号について説明いたします。記載のとおり5件となっております。合計9筆。面積が25,137平米となっております。内訳は田が6筆。22,996平米です。畑は3筆。2,141平米となっております。</p> <p>解約事由は双方合意による借人変更のためが3件。農地法第3条申請のためが2件となっております。なお、借人変更となっている1～3番は新しい借人の方が決まっております。第76号議案に上がつております。4番は農地法第3条申請が第75号議案に上がつております。5番については来月の3条議案として審議されることになるようです。以上で報告第31号の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。解約の案件ですが、何か皆さんからありますでしょうか。よろしいですか。(はい、という声あり。)</p> <p>じゃあ、解約関係については説明のとおりですが、次の段階のことで議案での審議となります。これで報告第31号を終わります。</p> <p>次は議案に移ります。議案第73号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>総会議案・説明資料の2頁をご覧ください。番号1について説明いたします。位置図の1頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は田ですが、現況地目はその他雑種地となっています。登記面積は596平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん39歳、不動産業の方です。譲渡人は〇〇県〇〇市の〇〇〇〇さん外1名（〇〇〇〇さん）です。転用の目的は建売住宅となっています。施設の概要は2棟の住宅92.80平米、4台分の駐車場60.00平米と進入路ほか443.20平米になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東と西は宅地で、南は田です。ここは昨年8月の総会で農地転用申請（建売分譲住宅）がされています。ただ、その後進展がなく、遊休状態となっています。北は国道です。</p> <p>備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。ここは昭和51年9月28日付けで5条転用許可を一般住宅で取られています。その後譲受人の方が亡くなられたために、田を造成しただけの状態に放置されていました。そのために現況地目がその他雑種地となっています。これを譲渡人の方が建売住宅にされ、処分されることになりました。番号1の説明は以上です。</p>
議長	<p>ここは〇〇小学校の下で住宅・宅地化が進んでいる所です。以前から何回となく現地調査に行った所の傍になりますが、担当委員の現地調査報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>この件について7月16日に行政書士の方が来られまして、説明を受けました。現地は〇道〇〇号沿いで、〇〇小学校の約300メートル下になります。現地は説明があったとおり北側は〇道と水路です。水路幅は45センチメートル。高さも45センチメートルあり、今は水が流れています。南側は去年の8月の総会で農地転用の申請がありましたが、進展がなく草茫々の状態です。西側は住宅です。ここも去年の5月の総会で事業計画変更の承認申請があった所です。申請地を今朝確認したところ、以前は草が生えていましたが、きれいに刈ってありました。そのような状況です。説明は以上で終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。何か皆さんからございますでしょうか。よろしいでしょうか。（はい、という声あり。） それでは1番について賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>（全員挙手）</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。全員賛成ということで、許可相当として県へ送ります。2番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2について説明致します。説明資料は同じく2頁、位置図は2頁をお開きください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畑で、現況地目は樹園地となっていますが、荒廃園でございます。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん62歳、飲食業従業員の方です。譲渡人は〇〇市〇〇町の〇〇〇〇さん85歳、無職の方です。転用の目的は太陽光発電装置で、その概要は太陽光パネル216枚で362.88平米。進入路ほか2,017.12平米となっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は市道、西は宅地と畑、南と北は畑となっていますが、荒廃園です。南側の畑は転用許可を取られて、太陽光発電装置の工事中となっています。関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで、担当委員の現地調査報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>現地は〇〇地区の〇〇になります。ここは両側（北側と南側）も太陽光発電を計画されていて、以前は荒廃地で雑木林のようになっていました。最近では雑木を伐採・伐根までされてきれいに整備されています。今回の申請では西側の農地の所有者からの同意がされていないのですが、申請地の南側で別の方が太陽光発電装置の転用申請をされた際は同意をされています。隣接西側の畑は申請地よりも高くなっていますので、営農に対する影響は無いと思います。説明は以上です。ご審議をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>この周辺はほとんど雑木を伐採されてきれいになっています。何か皆さんからあれば、お願い致します。</p>

4番委員	今回の申請地には道路との境界付近に石を並べて、農地を高められているようですが、これは農地の形状変更には該当しないのでしょうか。それとも事前着工になるのではないかと思います。これについてはどうなるのでしょうか。
議長	大雨の際には土砂崩れがいつどこで起きるのが心配されます。石を積んで並べられるのは、土留めの意味もあるのかなと思います。皆さん、どうでしょうか。
担当委員	現場は荒廃地だったので、どのような地形になっているのか分かりませんでした。雑木が生え放題でしたので、着工前の事前調査ということで雑木等を取り除かれています。土地の整形はされましたかと尋ねたところ、地形はほとんど変わっていないということでした。土砂が流れださないように境界に石を並べていると言われました。これが事前着工になるのか、形状変更なのか判断が難しいところだと思います。
議長	以前あった申請でも、このように石を並べて土砂が流失しないようにされたことがありましたか。
事務局	このように大規模に石を並べたことは無かったようです。
議長	先日、現地確認に行ったときには並べてありましたか。
事務局	並べてありました。
担当委員	以前別の場所で申請のあった太陽光発電では法面が雨で崩れたので、その補修を許可前にされたので、始末書を出されたということがありました。これと同じじゃないかなと思いますが、今回について、申請人は土砂を流さないための手当てだと言いつてをされました。
議長	このような事は形状変更として、取り扱うべきでしょうか。
5番委員	すみません。境界に並べた石のことじゃなくての質問ですが、西側の畑の所有者は同意されていないとのことですが、以前あった太陽光発電の申請では同意されたということですが、今回は何故同意されていないのですか。その点について教えてください。
事務局	それに関しては申請人の方から交渉の履歴を提出してもらっています。同意を取りに行かれています。隣地の所有者の方は法面の確認後でないと同意をしないとおっしゃったようでした。この申請では、(荒廃)農地を高めることはしないで、そのままの状態を利用することなので、(自分の所有農地ではなく)恐らく水路側の法面のことだと思います。本申請には直接関係が無いので、受付をしています。
議長	隣接農地の所有者の方には確認をしましたか。
事務局	していません。
議長	同意の書類は必要な書類ですか。
事務局	法的には必要なものではありません。 西側農地の所有者の方は境界確認をしておきたいということでおっしゃっているのだと思います。
議長	境界確認は出来ていないのですか。
事務局	申請人の方からは伐採後に行いますとの申し出があります。
議長	ちょっと確認できてない事項が多いですね。隣接西側農地の所有者の非同意の点。4番委員からあった境界に土砂流失防止のために石を並べることが、形状変更には該当するの点かという点。また、今回の申請は転用面積が2,400平米であり、太陽光発電装置の規模から面積が課題ではないかという点も県の担当課から指摘があるかもしれません。これらのことをもう一度整理して、次回審議するというところで如何でしょうか。 (はい、という声あり。)
9番委員	議案とは、直接関係はないのですが、事前着工について教えてください。許可が出る前にどの程度現場に手を入れていいのでしょうか。
事務局	農地転用する場合に農地を造成することは事前着工に当たりますが、畑を嵩上げする際に畑に植えてあった果樹を切り出すことは当たらないのですが、荒廃園に生えていた雑木を伐採することは当たるか当たらないかギリギリのラインではないかと思います。
議長	それでは議案第73号の2番については、懸案事項を整理して総会で再度審議致します。

	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>次の案件に移ります。議案第74号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料は3頁をご覧ください。位置図は3頁を併せてご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目は畑ですが、現況地目は村落地区となっています。登記面積は86平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん60歳、会社員の方です。農地区分は2種農地です。転用の目的は一般住宅です。周囲の宅地と同時利用されての計画となっています。概要は居宅1棟109.30平米で、農業用倉庫1棟51.08平米、3台分の駐車場ほかが505.50平米になっています。周囲の状況ですが、東は〇道で、西と南と北は宅地となっています。西と北は〇〇さん本人の宅地です。ここを同時利用されます。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありまして、条件は無しとなっていますが、現況地目が村落地区で農業用倉庫として既に利用されているために、始末書を提出してあります。番号2の説明は以上です。</p>
議長	始末書が出されていますので、読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	担当委員から現地調査報告をお願いします。
担当委員	事務局からの説明のとおりです。位置図を見てもらうと今回申請人の父親の名前が書かれていますが、ここが現在の住まい家です。斜線を引かれた所とその北側にあるミカンの貯蔵庫を取り壊して、新築されます。現在の住まいは新しい家が出来上がった後に取り壊されて、農業用倉庫と駐車場として利用するそうです。報告は以上です。
議長	<p>現地を確認しましたが、農地(畑)にビニールで覆った簡易な倉庫を作っていました。これを畑に戻してとは言えないと思いました。皆さんから何かございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、という声あり。)</p> <p>それでは、採決します。賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>はい。全員賛成ということで取扱いを致します。県の方へ送ります。</p> <p>それでは次に進みます。議案第75号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。1番と2番は交換ですので纏めて事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の4頁をお開きください。1番と2番について説明いたします。位置図は4頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は3,341平米です。この田と対等交換される土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地で、登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は3,550平米です。交換される方は〇〇区の〇〇〇〇さん68歳、農業の方と〇〇区の〇〇〇〇さん74歳、農業の方です。</p> <p>譲受及び譲渡理由は交換です。所有する農地を自分の集落内に集約されることとなります。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名が添付されているところでございます。説明は以上です。</p>
議長	今は隣の部落に持っている農地を交換して、自分の部落内に所有するということですね。
担当委員	はい。そうです。〇〇区の〇〇さんは〇〇区に田んぼを持っておられます。一方、〇〇区の〇〇さんは〇〇区に田んぼをお持ちなので、面積は多少違いますが、対等交換されます。
議長	<p>皆さんから何か質問などありませんか。</p> <p>(ありません、という声あり。)</p> <p>それでは採決します。賛成される方の挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議 長	賛成全員によりまして、1番と2番は許可することにいたします。 続きまして3番の説明をお願いします。
事務局	3番について説明いたします。位置図は5頁をお開きください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は168平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん71歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん61歳、農業兼会社員の方でございます。譲受及び譲渡理由は相手方の要望と耕作地の整形のためです。この田は平成27年度に田から畑への農地形状変更届がされておりまして、平成28年2月2日に承認されています。完了には至っていません。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がされているところでございます。3番の説明は以上です。
議 長	担当の7番委員から補足はありますか。
担当委員	申請地は〇〇〇〇とクリーニングの〇〇の間にある道を入った所になります。ここをいけば、譲渡人の自宅もあります。譲渡人の農地が鍵型にあって耕作し難かったので、分筆して形を整えられるようです。なお、形を整えることによりまして、譲渡人の農地は水路に接していたのですが、譲受けられる方の農地も水路に隣接しますので、用水がし易くなります。以上補足しますが、担当の最適化推進委員もお見えです。私よりも地元ですから、補足があるかもしれません。
担当最適化推進委員	補足することは特にありません。分筆して農地を譲ることで、互いの農地が用水し易くなります。
議 長	はい。ありがとうございました。都合よくするための申請となっていますが、特段皆さんから何も無ければ許可したいと思いますが、如何でしょうか。よろしいでしょうか。 (はい、という声あり。) それでは、採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、許可することに致します。 それでは次に移っていきたく思います。議案第76号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。この案件については一括して審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	次に議案第76号について説明いたします。総会議案・説明資料は5頁から7頁までとなります。この案件につきましては1議案で12件でありまして、6頁の7番と8番はあっせんによる所有権移転です。所有権が今総会後に売り手の方から公社に移ることになります。7頁に記載されている9番から12番は農地中間管理機構との貸借となる案件です。 利用権設定されている案件が1番から6番までの6件ですが、この6件のうち、新規が2件。再設定(更新)が4件となっています。そのうち、使用貸借権の設定は今回なしで、賃貸借権の設定は6件です。賃貸借権6件のうち、現金扱い、物納扱いがそれぞれ3件です。契約期間については、10年が3件、5年が3件となっています。 農地中間管理機構との貸借は4件で、契約期間は4件ともに10年2カ月です。設定する利用権は4件ともに賃貸借件の設定となっています。 議案第76号の説明は以上です。
議 長	事務局から説明がありました。皆さんから何かありますか。よろしいでしょうか。採決の前に関係される方は退室願います。
	(11番委員、退室)

議 長	賛成される方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成全員により、議案第76号は決定することにいたします。 (11番委員、入室)
議 長	議案については以上で終わりです。報告事項に入ります。報告第32号「非農地証明願について」の説明を事務局からお願いします。
事務局	報告第32号について説明いたします。総会議案資料の8頁をご覧ください。位置図は6頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇と〇〇番地〇でございます。地目は共に畑で、面積は10平米と7.31平米でございます。現況地目は普通宅地となっています。所有者は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん親子で、申請者は所有者と同じ〇〇さん親子です。農地区分は第3種農地で、願出地の状況は平成7年頃に街路計画による〇道整備があって、収用残地となった農地で、道路北側の宅地への進入のために利用されてきていました。申請に至った経緯ですが、当該地は平成7年に収用残地となった農地で面積が少ないことから畑としての利用はされずに、北側宅地への進入路として利用されてきています。このほど北側宅地に住宅建設の計画があることから当該地が進入路として必要となっております。非農地化して20年以上経っていることから非農地証明の願出となっています。周囲の状況ですが、東は畑ですが、申請地と同じ状況です。現況地目は普通宅地です。西と北は宅地、南は市道となっています。説明は以上です。
議 長	今説明があったとおり道路が出来た時点で、残り地になっています。非常に狭い土地となっています。非農地証明することには支障はないと思っておりますが、皆さんから何かございますでしょうか。 担当委員の現地調査報告を忘れてました。ここでお願いします。
担当委員	元の〇〇から〇〇〇学校への都市計画の街路が大分前に出来ましたが、そのときの残地でして、今回申請地の北に家が建って、その進入路として利用されますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。
議 長	担当委員から説明があったとおりです。改めて何かございますか。よろしいでしょうか。(はい、という声あり。) それでは、採決します。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成全員によりまして、承認することと致します。 続いて、報告第33号「農地等形状変更届出について」の説明を求めます。
事務局	報告第33号について説明いたします。総会議案資料は9頁で、位置図は7頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇〇番〇でございます。地目は畑で、面積は566平米でございます。届出人は所有者の〇〇〇〇さん67歳、〇〇区の方です。形状変更事由及び変更後の利用目的ですが、現在4段になっているうちの3段を1面に嵩上げして、耕作しやすくすることです。なお、形状変更完了後は芋を作りたいとのことでした。周囲の状況ですが、東は道路、西は水路を挟んで道路、南は水路を挟んで畑、北は道路を挟んで畑となっています。申請地は農振除外地となっています。地元協議はしてありまして、条件は無しとなっています。説明は以上です。
議 長	では、ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地は〇〇で周囲には家屋も無い山間部です。林道(現在は市道になっている)と水路に挟まれています。その周りは山林です。段々畑ですので、高めて1枚にして耕作し易くしたいということでした。事務局の説明では条件は無しと言われましたが、高めた土が水路に流れ出さないように高さを抑え目にして欲しいと注文を付けています。説明は以上です。
議 長	農作業がし易いよう、段々を1枚にするということですか。何かございませんでしょうか。よろし

	<p>いですか。 (はい、という声あり。) それでは、採決します。賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。賛成全員により、承認することにします。 以上を持ちまして、本日提出された議案全部の審議を終わります。</p>
	<p>(午後2時10分終了)</p>

	<p>この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。</p>	
	<p>令和2年 8月 3日</p>	
	鹿島市農業委員会	会 長 ⑩
		1番委員 ⑩
		9番委員 ⑩
		事務局長 ⑩